

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業
令和元年度実績

令和2年7月

子ども家庭部子ども家庭課

目 次

◇ 教育の支援	1
◇ 生活の安定に資するための支援	8
◇ 保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援	20
◇ 経済的支援	21

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業実績の見方

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
<p>「子供の貧困対策に関する新大綱」 第4 指標の改善に向けた重点施策（7ページ～23ページ）の項目に対応しています。</p>			<p>事業名の上の数字は、新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）の目標番号です。</p>	事業内容		<p>事業の対象となる年齢区分に○をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満（高校生等） 青・・・青年期</p>						〇〇課
1	教育の支援	1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化	3-1-② 保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減	<p>所得の多寡に関わらず、保育園等に在籍する未就学児の兄姉がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄姉がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。（10月から保育料無償化に伴い、所得の多寡にかかわらず、生計を一にする兄姉がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担しています。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担に拡大しました。）</p>	<p>年間延対象人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 1,759人（～9月） 1,666人（10月～） ・私立保育園 3,983人（～9月） 3,619人（10月～） ・区立子ども園（保育園機能） 1631人（～9月） 3016人（10月～） ・私立子ども園（保育園機能） 1327人（～9月） 2067人（10月～） ・保育ルーム 53人（～9月） 98人（10月～） ・事業所内保育所 50人 		○					保育課

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業実績

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援	1-(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化	3-1-② 保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減	所得の多寡に関わらず、保育園等に在籍する未就学児の兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。（10月から保育料無償化に伴い、所得の多寡にかかわらず、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担しています。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担に拡大しました。）	年間延対象人数 ・区立保育園 1,759人（～9月） 1,666人（10月～） ・私立保育園 3,983人（～9月） 3,619人（10月～） ・区立子ども園（保育園機能） 1631人（～9月） 3016人（10月～） ・私立子ども園（保育園機能） 1327人（～9月） 2067人（10月～） ・保育ルーム 53人（～9月） 98人（10月～） ・事業所内保育所 50人		○					保育課	
				所得の多寡に関わらず、小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子の保育料等を減額、第3子以降を全額公費負担とします。年収約600万円以下の世帯については、生計を一にする兄弟がいる場合、第2子の保育料を減額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親等の世帯については、第1子の保育料等を減額、第2子以降を全額公費負担とします。	年間延対象人数 ・区立子ども園（幼稚園機能） 301人（～9月） ・私立子ども園（幼稚園機能） 232人（～9月） ※令和元年10月から幼児教育・保育無償化により保育料が無償となったため、10月以降は実績なし		○					保育課	
				3-1-② 認定保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認定保育所を利用した場合に、認定保育所に対し運営費等を補助します。また、認定保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の①一部助成（一律4万円）②第3子以降全額助成③ひとり親世帯等第2子以降全額助成を行っています。	・運営費補助及び保育料助成：16所		○					保育指導課
				3-1-② 認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可外保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認定保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。（事業実施期間：平成29年度から平成31年度まで）	・保育料助成：延286人		○					保育指導課
				3-1-② 区立幼稚園保護者の負担軽減	一定所得以下の保護者について入園料・保育料を無料とするとともに、多子世帯及びひとり親世帯等の経済的負担を軽減します。	・幼稚園保育料無料、多子による負担軽減：372人 ※令和元年10月から幼児教育・保育無償化により保育料が無償となったため、10月以降は実績なし		○					学校運営課
				3-1-② 私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、所得の多寡にかかわらず入園料補助金を交付します。また、所得税や多子、ひとり親等世帯の状況に応じて就園奨励費と保育料補助金を交付し、経済的負担を軽減します。	・1,453人（196,849,400円）		○					学校運営課
		1-(1)-② 幼児教育・保育の質の向上											

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援	1-(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1-(2)-① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	1-1-①② 学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 「欠席日数の多い児童・生徒の調査」の実施及び分析 「善行・事故・怪我等の報告」の実施及び分析 長期休業明けの学校訪問の実施 スクールソーシャルワーカーの定期訪問（年3回）及び要請訪問 			○	○			教育指導課	
			1-1-①② 児童・生徒の不登校対策	不登校対策委員会で策定した不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していきます。また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子どもの支援員を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。 平成29年度、スクールソーシャルワーカーを2名から3名に増員しました。	<ul style="list-style-type: none"> 不登校対策委員会：3回 不登校担当者連絡会：3回 「不登校対策マニュアル」の作成：2,000部 スクールソーシャルワーカーの派遣：3人（40校） 家庭と子どもの支援員の派遣：10人（5校） 			○	○		教育指導課		
			1-1-①③ 小学校へのスクールカウンセラーの派遣 ＜教育センター＞	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校へ派遣（1～2回/週） 				○				教育支援課
			1-1-①② 中学校へのスクールカウンセラーの派遣 ＜教育センター＞	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週2回派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校へ派遣（2回/週） 					○			教育支援課
			1-1-①② 教育センターの教育相談 ＜教育センター＞	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。	<ul style="list-style-type: none"> 面接相談：208件 電話相談：188件 リーフレット(新着子どもほっとライン・スクールカウンセラー派遣・つくし教室含む) 18,000部を作成し、学校、区関係施設に配布 			○	○	○	○		教育支援課
			1-1-①② つくし教室 ＜教育センター＞	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 通室者数：14人。（3月末日現在） （中学生12人、小学生2人） 					○	○		
			1-(2)-② 学校教育による学力保障	1-2-① 放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校で実施 チーフ支援員の配置：全小学校 延べ参加者数 14,169人 小学校（29校）10,082人 中学校（10校） 4,087人 			○	○			教育支援課
	1-(3) 高等学校等における修学継続のための支援	1-(3)-① 高校中退の予防のための取組											
		1-(3)-② 高校中退後の支援											

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援	1-(4) 大学進学に対する教育機会の提供	1-(4)-① 高等教育の修学支援											
	1-(5) 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-① 児童養護施設等の子供への学習・進学支援											
		1-(5)-② 特別支援教育に関する支援の充実	1-2-① 院内学級の運営（特別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	・在籍児童数 22人（延人数）				○				教育支援課
		1-2-② 在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	・理学療法士：週2回配置 ・作業療法士：週2回配置 ・言語聴覚士：週2回配置					○	○			教育支援課
		1-2-② 巡回指導・相談体制の充実	学識経験者や心理職などの専門家が各学校・幼稚園を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。	・専門家による巡回相談：延117回					○	○			教育支援課
		1-2-② 特別支援教育の推進	特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内指導体制の充実を図ります。 また、全小学校にまなびの教室を設置し、拠点校に配置した教員が発達障害等のある児童の在籍校を巡回し、児童へ適切な指導を行います。	特別支援教育推進員の派遣 小学校 35人 中学校 4人					○	○			教育支援課
		1-2-② ことばの教室<教育センター>	聴覚及び言語に障害のある幼児、児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行います。	<指導件数> ・聴覚：61件 （初回0件、継続61件） ・言語：1,680件 （初回81件、継続1,599件） <通室した児童・生徒の延人数> ・聴覚：37人 （幼11人、小26人） ・言語：871人 （幼367人、小493人、中11人）					○	○	○		教育支援課
	1-2-② 中学校への特別支援教室の開設	発達障害等のある生徒が、それぞれの障害の特性に応じた指導を在籍校で受けられるよう、平成30年度は中学校3校に特別支援教室を設置するとともに、全校実施に向けた施設整備を行い、発達障害等のある生徒への指導の一層の充実を図ります。	特別支援教室（まなびの教室） 区立中学校全10校で実施（54名）						○			教育支援課	
	1-(5)-③ 外国人児童生徒等への支援												
	1-(6) 教育費負担の軽減	1-(6)-① 義務教育段階の就学支援の充実	3-1-② 就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助します。新入学学用品費の入学前支給を実施しています。	・小学校：1,640人 ・中学校：834人			○	○			学校運営課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援			生活保護制度 (小中学生への支援)	生活保護受給世帯の小中学生に対し、義務教育に伴って必要な教材代、学用品費、学校給食費、通学交通費等を教育扶助費として支給し、義務教育への就学を支援します。	生活保護受給世帯の小中学生計207人に対し、教育扶助を支給する等、就学の支援を行いました。			○	○			生活福祉課 保護担当課	
			生活保護受給世帯の小中学生に対する健全育成費	生活保護受給世帯の小中学生に対し、学用品や被服の購入、夏季休暇中の校外活動、修学旅行の支度等の費用を支給することにより、就学を援助し、心身の健全な育成を図ります。	〔健全育成費〕 ・支給実績：214人			○	○			生活福祉課 保護担当課	
			3-1-② 外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。(所得制限あり)	・交付決定：112人(月額6,000円)			○	○			多文化共生 推進課	
		1-(6)-② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	3-1-② 奨学金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	・貸付実績：国公立生7人、私立生6人(総額3,672,000円貸付) ・令和2年度奨学生募集と貸付：国公立生2人、私立生1人を奨学生に認定(入学準備金400,000円貸付)					○	○		教育調整課
			3-1-② 島田育英基金	高等学校等へ進学する成績優秀な者に対し、島田育英基金の運用益等を利用した育英資金を支給します。	・16人(@120,000円/人)					○			総務課
			受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾等の受講料および高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得者世帯の受験生を支援します。	令和元年度貸付決定件数：109件 (内訳) 中3学習塾:33件 高3学習塾:22件 中3受験料:29件 高3受験料:25件					○	○	○	地域福祉課
			生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助(高等学校等就学費)として、入学料、授業料、教材代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等への就学を支援します。 また、高校生等の就労収入・給付金等のうち、大学等の進学費用にかかる経費について、収入として認定しないことにより、大学等への進学を支援します。	生活保護受給世帯の高校生等計70名に対し、生業扶助を支給する等、就学の支援を行いました。							○		生活福祉課 保護担当課
		1-(6)-③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	3-1-② 生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。 ※平成29年度から支給開始	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生計7名に対し、大学等受験料を支給しました。						○		生活福祉課 保護担当課
			生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学準備給付金	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。 ※国において検討中の制度であり、国会での審議を経て決定されるため、内容が変更されることがあります。	生活保護受給世帯の大学等に進学した対象者11名に対し、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給しました。 ※こちらの制度につきましては、平成30年6月8日に施行されました。内容の変更はありません。						○		生活福祉課 保護担当課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
1 教育の支援		1-(6)-4 ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	3-1-2 母子及び父子福祉資金	都内在住で、20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、修学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。 (貸付にあたっては、審査が必要になります。)	・実績：20件			○	○	○	○	△ 20歳未満	子ども家庭課		
	1-(7) 地域における学習支援等	1-(7)-1 地域学校協働活動における学習支援等	1-2-1 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域団体やNPO、地域の企業、大学等へ呼び掛けて学校運営協議会と地域との連絡会を開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。 さらに、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	・学校運営協議会への活動支援・小学校29校、中学校10校、計39校 ・小中連携型地域協働学校のモデル事業1地区で実施 【実績】 小中連携協議会の実施…2回 小中連携型地域協働学校合同事業…12月に開催（約70名が参加） ・学校運営協議会と地域との連絡会1地区で実施 【実績】 12月に開催 ※小中連携型地域協働学校合同事業と同日開催								教育支援課		
			1-2-1 スクール・コーディネーターの活動	各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図ります。	・配置数：小学校28校 ：中学校9校 ※小学校1校及び中学校1校は、前任の退任による後継候補者を選定中				○	○				教育支援課	
	1-(7)-2 生活困窮世帯等への学習支援		3-1-2 生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施します。	〔就労前支援〕 ・各種教室等実施回数：186回 ・参加人数：延267人 (実支援者数15人/年)				○	○				生活福祉課 保護担当課	
			3-1-2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生、中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	〔学習環境整備支援〕 ・支給実績 高校生：17人 中学生：46人 小学生：20人				○	○	○			生活福祉課 保護担当課	
			3-1-2 生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業を受けて高校に進学した者に対し、高校へ進学した生徒に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行います。	・学習支援者数 中学生：52人 高校生：4人						○	○			生活福祉課 保護担当課
			3-1-2 入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。	・登録家庭 22世帯 ・参加人数 延1,686人						○ 入所児童のみ	○	○			子ども家庭課
			1-1-1 小学校低学年のための学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指します。	5所 登録児童数：24名 参加児童数：延471名 ・子ども総合センター ・信濃町子ども家庭支援センター ・榎町子ども家庭支援センター ・北新宿子ども家庭支援センター ・中落合子ども家庭支援センター					○					子ども家庭支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
1 教育の支援	1-(8) その他の教育支援	1-(8)-① 学生支援ネットワークの構築										
		1-(8)-② 夜間中学の設置促進・充実										
		1-(8)-③ 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保										
		1-(8)-④ 多様な体験活動の機会の提供	1-3-① プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体・NPO法人への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。	・プレイパーク活動支援：4団体6か所（314回実施、25,462人参加） ・啓発活動支援：1団体1か所（3回実施、167人参加）	○	○	○	○			子ども家庭支援課
		4-1 地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位としてつくられ、地域の実情に即した活動を展開しています。	・会長会：5回 ・合同研修会実行委員会：5回 ・施設見学研修会：1回 39名 ・講演会：1回 38名 ・学習会：1回 14名	○	○	○				子ども家庭課	
		4-1 青少年活動推進委員の活動	次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として委嘱した、青少年活動推進委員により、様々な体験活動を実施しています。青少年の主体性を養い、家庭や地域の大人たちの教育力向上支援や、青少年を取り巻く環境づくりを行います。	・定例会議10回（うち自主研修会1回、新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止） ・子ども自然体験キャンプ実施 小学生（3～6年）33人参加 ・農業体験実施 小学生（3～6年）40人参加 ・秋の親子自然体験実施 小学生（1～6年）親子20組（40人）参加 ・親子対象の情報誌「あ・そ・ま・な」発行3回（各回10,500部発行）	○						子ども家庭支援課	
1-1-①② 未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図ります。また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実に努めます。	・申込者41名 受講者27名（小学4年生～中学3年生が参加） 全12回実施 （ジュニアリーダー養成講座2回、自然体験事業3回、表現活動事業7回） ・6月にジュニアリーダー養成講座として、必要な基本的な知識と技術を身につける講習を実施。 ・7月～9月に自然体験事業として、レクリエーション技能やキャンプ技能を習得するための講座を行い、キャンプを8月20日（火）～21日（水）（1泊2日）で実施。 ・10月～3月に表現活動事業として、ジェスチャーゲームやグループワークなどにより自分の意見や考えを発信するための講座を行い、表現活動発表の場として、地域団体が主催する事業「しんじゅく・キッズ・ミュージアム」で演劇を発表。	○	○	○				子ども家庭支援課			
3-5 ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	・宿泊施設：224人 ・日帰り施設：延1,776人 ・助成合計世帯数：902世帯	○	○	○	○		△ 20歳未満	子ども家庭課			

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
1 教育の支援			夏季施設の運営	夏季休業中における生活指導の重要性から、区外施設を利用し、小学5年生の希望者を対象に、自然体験を中心に、自然に親しむとともに、心身を鍛え、集団宿泊生活を通じて、協働・自立の精神を育成します。	実施場所：女神湖高原学園 参加校数：29校 参加児童数：1,342人			○				教育支援課		
			4-1 家庭の教育プログラム (入学前プログラム)	新1年生の保護者会等の機会を活用し、入学を機に保護者としての意識を再確認するためのワークショップや親子のコミュニケーションをテーマとした保護者向けプログラム及び仲間づくりをねらいとした子ども向けプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、子どもと保護者と学校の良好な関係を築くことを目的とします。	・「入学前プログラム」 区立小学校全29校で実施 保護者参加率97.9% 2月2回型：8校、2月1回型：14校 2月1回+4月1回(フォローアップ)型：7校			○				教育支援課		
			3-3-② 中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センター施設を有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	・中高生専用スペース設置館:3館 ・20館中14館で中高生対象活動を実施					○	○		子ども家庭支援課	
			1-2-① 外国人英語教育指導員の配置	小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、全学年に対し外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。 中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	・区立小学校(29校合計) 1,689日(10,134時間) ・区立中学校(10校合計) 1,231日(7,386時間) ・特別支援学校(1校) 14日(84時間)			○	○			教育支援課		
			1-4 国際理解につながる情報発信	外国語広報紙や外国語版ホームページにより、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	・新宿区多文化共生連絡会を通じて情報を発信 ・新宿区多文化共生連絡会メールマガジンによる情報発信13回	○	○	○	○	○	○		多文化共生推進課	
			1-4 友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受入れとを交互に実施し交流を続けます。	・青少年交流事業として、新宿区の青少年12名をミッテ区に派遣							○	○	多文化共生推進課
			1-4 友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市(中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市)と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市(中国・ギリシャ)へ作品を贈ります。	・友好都市作品交流展を実施(新宿駅西口広場イベントコーナー) ・海外友好都市へ作品を提供			○	○	○				多文化共生推進課
			1-4 創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	幼児・児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツ等を通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	・全新宿区立学校・区立幼稚園において「オリンピック・パラリンピック教育」として、世界ともだちプロジェクト等を実施 ・全小・中・特別支援学校において障害者スポーツ体験を軸とする障害者理解教育を実施しました。			○	○	○				教育指導課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
1 教育の支援			1-2-① ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、英語の習得と国際感覚の醸成のため、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	・小学校全校へのデジタル教材等導入のための検討（四谷第六小学校・淀橋第四小学校）			○				教育支援課	
			1-2-① 英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学2年生を対象として、英語受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	・英検受験料の全額公費負担 区立中学校2年生296名 区立中学校3年生（2年生で実施しなかった生徒）196名 ・令和元年度公立中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）における英語教育実施状況調査 中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合（58.4%）				○		教育支援課		
			4-1 新宿区子ども未来基金	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むため設置した新宿区子ども未来基金を活用し、子どもの育ちを支援する活動に助成します。	・7団体に助成		○	○	○	○			子ども家庭課
			協働推進基金助成金	区財源と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を活用し、NPO等の社会貢献活動を目的とする団体が単独または区と協働で実施する事業に助成します。	・一般事業助成 3団体に助成（うち「子どもの貧困対策」に関する提案はありませんでした） ・協働事業助成 1団体を採択（「子どもの貧困対策」に関する提案はありませんでした）	○	○	○	○	○	○		地域コミュニティ課
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	2-1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るために、すべての妊婦が、妊娠から保健師等の看護職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。支援が必要な妊婦には支援プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、妊娠から子育て期にわたって、切れ目なく支援していきます。	・妊娠届をした妊婦のうち、面接を受けた割合93.1%	○	○					健康づくり課	
			2-1 母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	・母親学級（2日制）：11回 ・母親学級（3日制）：32回 ・両親学級：20回 ・マタニティセミナー：2回	○						保健センター	
			2-1 妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行います。	・健診件数（平成31年4月～令和2年3月分）支払実績 妊婦健診：30,680件 超音波検査：6,739件 子宮頸がん検診：2,650件	○							健康づくり課
			2-1 妊婦歯科健康診査	妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	・健診受診者数：916人	○							健康づくり課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			2-1 妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行います。	・医療券交付申請受理数：8件	○						健康づくり課	
			2-1 はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3~4か月児までの子を持つ母親等を対象に、心理職等による講話、助産師・保健師による相談、グループで情報交換等を行います。	・妊婦延121人 ・産婦延664人	○	○						保健センター
			2-1 妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	・交付数：延13件	○	○						保健センター
			2-1 助産施設への入所	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	・実績：11件	○							子ども家庭課
			2-2-① 産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3~4か月児健診・育児相談時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行います。	・延2,339人		○						保健センター
			2-2-① すくすく赤ちゃん訪問	0か月~生後4か月までの乳児を対象に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	・訪問実数：2,303人		○						健康づくり課
			3-1-① 育児支援家庭訪問事業 (産前産後支援)	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産前産後支援を行います。 ※31年度から「産後支援」を「産前産後支援」とし、妊娠期から利用できるようにしています。	・産前支援 利用件数：83件 利用時間：167時間 ・産後支援 利用件数：1,153件 利用時間：2,574時間			○					子ども家庭支援課
			2-2-① 親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	・開催回数：12回 ・相談人数：延32人 ・要支援事例検討件数：336件	○	○						東新宿保健センター
			2-2-① 子育て世代のストレスマネジメント講習会	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業（妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親等を対象とした事業）において、ストレス対処法について心理職によるミニ講座を行い、同内容のリーフレットを配布します。	・妊婦延121人 ・産婦延664人	○	○						保健センター

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
2 生活の安定に資するための支援			5-2 女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり触知体験や健康測定機器による健康チェック、雑誌や図書による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性の心と体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康支援センター 来所者数：1,500人 女性の健康講座：女性のための健康セミナー 12回 414人 出前講座 8回 188人 女性の健康専門相談利用者数：産婦人科系全般 12回 29人 更年期専門 12回 32人 			○	○	○	○	女性の健康支援センター（四谷保健センター内）		
			2-2-1① 未熟児、発育・発達 の支援を要する子への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発育・発達の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実させていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 未熟児等訪問：延40人 乳幼児経過観察健診：延246人 経観（心理）1歳6か月児及び3歳児：延356人 すこやか子ども発達相談：延16人 							保健センター		
			1-2-2② 在宅重症心身障害児訪問 事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	・8人			○	○	○	○		保健センター	
			2-2-1① オリープの会（MCG） MCG：Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループです。 専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数：12回 参加人数：延26人 			○					東新宿保健センター	
			2-2-1① すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	・延16人			○					牛込保健センター	
			2-2-1① 育児相談・育児グループ ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。 さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談：73回（延1,604人） 育児グループ：34回（延599人） 育児講演会：8回（延149人） 			○					保健センター	
			1-1-1②② 育児支援家庭訪問事業 （養育支援）	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。 ※31年度から短時間対応型を加えました。	養育支援 <ul style="list-style-type: none"> 従来型 利用件数：252件 利用時間：500.5時間 短時間対応型 利用件数：78件 利用時間：78時間 			○	○	○	○	○		子ども家庭支援課
			1-2-2② 発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。 必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談：609件 来所相談：531件 訪問相談：66件 			○	○	○	○	○		子ども家庭支援課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			2-2-1-① 乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的にを行います。	※順番に「対象者数」「受診者数」「受診率」 ・3～4か月児健診： 2,525人 2,368人 93.8% ・6か月児健診： 2,525人 2,354人 93.2% ・9か月児健診： 2,525人 2,199人 87.1% ・1歳6か月児健診： 2,446人 2,102人 85.9% ・3歳児健診： 2,440人 2,158人 88.4%		○					牛込保健センター	
			2-2-1-① 予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	・定期予防接種（A類）接種率： 93.44% ・任意予防接種接種率：80.76%		○	○	○	○	○		保健予防課
			3-1-1-③ 支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、区立小・中学生全世帯に支援施策ガイドを配付し、周知の充実を図ります。	・18,000部発行				○	○			
		2-(1)-② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援											
	2-(2) 保護者の生活支援	2-(2)-① 保護者の自立支援	1-1-1-①② 女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	・緊急保護実績：単身 1,044泊 ：母子 1,157泊	○	○	○	○	○	○		生活福祉課
			3-5 母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	・相談件数合計：10,442件 （内訳） 生活一般：2,981件 児童：2,396件 経済的支援・生活支援：1,455件 その他：3,610件	○	○	○	○	○	○		子ども家庭課
			3-5 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援を行います。	・区立施設 入所世帯：延110世帯 入所人数：延282人 ・私立施設 入所世帯：延205世帯 入所人数：延496人			○	○	○	○		子ども家庭課
		2-(2)-② 保育等の確保	3-2-1-① 私立認可保育所の整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受入れ枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	・賃貸物件を活用した私立保育所の整備 開設準備：2園 ウィズブック保育園中落合 （令和2年4月開設） にじいろ保育園西早稲田 （令和2年4月開設） ・認証保育所から認可化移行：2園 フロンティアキッズ曙橋（本園＋分園） （令和2年4月開設） びっころきっす西早稲田 （令和2年4月開設） ・既存私立保育園の増床による定員拡大 キッズガーデン新宿西落合 （令和2年4月増床）			○					保育課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
2 生活の安定に資するための支援			3-1-1-① 区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。	年間延受入実績 ・区立認可保育園（公営）：12,890人（10園） ・区立認可保育園（民営）：3,473人（2園） ・区立認定こども園：16,061人（10園）		○					保育課		
			3-1-1-① 保育所への保育委託（私立認可保育園）	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもの費用を支弁します。	・私立保育園：43園		○						保育指導課	
			3-1-1-① 認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・地域型保育事業）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	・私立子ども園：7園		○							保育指導課
			3-2-1-① 地域型保育事業等	特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠に関しては、家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校・幼稚園施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム事業、入園できなかったお子さんを自宅で保育する待機児童型の居宅訪問型保育事業といった子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図ります。また、障害・疾患等で個別ケアを必要とする0歳から5歳児のお子さんを保育する障害児訪問保育アニーといった居宅訪問型保育事業により多様な保育ニーズに対応していきます。	・家庭的保育事業(家庭的保育者)：2所 ・保育ルーム事業：5所 ・事業所内保育事業：3所 ・居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)：1所 (待機児童型)：1所		○							保育課
			3-2-1-① 認証保育所への認可化移行支援	認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的手続等を支援します。	・運営費補助及び保育料助成：16所 ・認証保育所からの認可化移行：2園 フロンティアキッズ曙橋（本園+分園） (令和2年4月開設) びっころきっす西早稲田 (令和2年4月開設)		○							保育課
			3-2-2-② 特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】	就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的にこえ、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備します。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていきます。	【保育指導課】 ・延長保育（保育園及び子ども園） 1時間延長：3か所 2時間延長：44か所 3時間延長：1か所 4時間以上延長：1か所 ・休日保育：2か所 ・年末保育：0か所 ・病児・病後児保育：2か所 ・病後児保育：3か所 【保育課】 ・延長保育（保育園及び子ども園） 1時間延長：19か所 2時間延長：2か所 3時間延長：1か所 4時間以上延長：0か所 ・休日保育：1か所 ・年末保育：1か所 ・病児・病後児保育：0か所 ・病後児保育：0か所		○							保育課 保育指導課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			3-2-2 定期利用保育の実施	パートタイム勤務などの短時間就労等で、複数月継続して保育を必要とする方のお子さんをお預かりします。「専用室型定期利用保育」では生後6か月から、4歳児・5歳児の定員・保育室に余裕がある保育園で実施する「空き保育室型定期利用保育」では満1歳以降（離乳食完了児）の子どもが対象となります。なお、専用室型定期利用保育については、一時保育と併せて実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園 <ul style="list-style-type: none"> 専用室型：1園 空き保育室型：11園 区立子ども園 <ul style="list-style-type: none"> 専用室型：4園 私立子ども園 <ul style="list-style-type: none"> 専用室型：1園 空き保育室型：1園 		○					保育課	
			3-4 保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育します。 また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	・公私立保育園、子ども園：31園（43名）		○						保育指導課
			3-4 幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な支援を要する幼児を保育します。公立幼稚園では安全面での配慮や教育的効果の向上を図るため、必要に応じて支援員を配置します。また、心理士が公私立幼稚園の巡回保育相談を中心に保護者の相談にも応じます。	<ul style="list-style-type: none"> 介護員（支援員）配置園児数： <ul style="list-style-type: none"> 1学期 57人 2学期 66人 3学期 65人 巡回相談：区立52回、私立10回 		○					学校運営課	
			1-2-2 発達支援、児童発達支援・放課後等デイサービス＜子ども総合センター＞	就学前及び小学1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 単独通所：13人（年中長）、6人（年少） 親子通所：45人 個別指導：154人 就園児G：29人（年中長）、5人（年少） 親子活動：31人 		○	△					子ども家庭支援課 (放課後等デイサービスのみ、)
		2-(2)-3 保護者の育児負担の軽減	3-1-1 一時保育の充実	緊急の事情（出産・病気等）や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園 <ul style="list-style-type: none"> 空き利用型：11か所 専用室型：1か所 私立保育園 <ul style="list-style-type: none"> 空き利用型：38か所 専用室型：5か所 区立子ども園 <ul style="list-style-type: none"> 空き利用型：4か所 専用室型：6か所 私立子ども園 <ul style="list-style-type: none"> 専用室型：6か所 		○					保育課	
		3-2-3 子ども園における預かり保育の充実	教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 公私立子ども園全園で実施 区立子ども園：10園 私立子ども園：7園 		○						保育課 保育指導課	
		3-2-3 私立幼稚園預かり保育推進事業	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図ります。	・私立幼稚園9園で実施		○						学校運営課	
		3-1-1 乳幼児親子の居場所づくり	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉、地域子育て支援センター原町みゆき、NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども総合センター：1か所 児童館：5か所 子ども家庭支援センター：4か所 地域子育て支援センター等：3か所 区立保育所 10か所（民営園を除く） 公私立子ども園 17か所 		○	○					子ども家庭支援課 保育指導課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課
2 生活の安定に資するための支援			3-1-1① ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。病児・病後児の預り事業も行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数：4,024人（病児・病後児預かり会員を含む。） （内訳）利用会員：3,647人 提供会員：368人 両方会員：9人 ・病児・病後児預かり会員数：1,984人 （内訳）利用会員：1,762人 提供会員：219人 両方会員：3人 		○	○	○	○		子ども家庭支援課
			3-1-1① ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろば型：4か所 ・利用人数：延4,025人 		○					子ども家庭支援課
			3-1-1① 子どもショートステイ	<p>病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。（利用対象は0歳～小学生までの子ども）</p> <p>従来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、児童の生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、児童の養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもショートステイ ・利用日数 二葉乳児院 329日 協力家庭 123日 ・利用人数 二葉乳児院 104人 協力家庭 52人 <p>要支援家庭を対象としたショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 二葉乳児院 59日 利用人数 7人 		○	○			子ども家庭支援課	
			3-1-1① トワイライトステイ事業	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～小学生までの児童を、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> トワイライトの委託家庭数 ・32家庭（35人） <p>利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 28日 ・利用人数 28人 		○	○				子ども家庭支援課
			3-1-1① 障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なお子、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります。（平日及び土曜、月3回まで）3歳児以上就学前の子どもが対象で事前に登録が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数：96人 ・利用者数：延437人 		○					子ども家庭支援課
			3-4 保育所等訪問支援事業	集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする障害児等に対して、保育所等を訪問し、心理相談員等が支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数：20人 ・利用者数：延166人 		○					子ども家庭支援課
			1-2-2② 在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅訪問：延78人 ・登録者数：13人 		○					子ども家庭支援課
			3-3-1① 学童クラブの充実	通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施します。 ※31年度に中町学童クラブを移転し、細工町学童クラブと改称し、定員を40人から100人に拡充しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導業務委託27か所（再選定：8か所） 			○				

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課			
2 生活の安定に資するための支援			3-3-② 放課後子どもひろばの拡充	余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。24所の放課後子どもひろばでは、学童クラブの利用要件のある児童を対象に、出欠管理や時間延長等の機能を付加して実施しています。	・実施校：全小学校29校 ・学童クラブの利用要件のある児童の利用時間延長等を実施 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば 24校			○				子ども家庭支援課			
			3-3-② 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。	・延利用人数 5,413人 ・支給量 30,182日 ・利用者 451人/月 ・利用日数 6日/月			○	○	○	○		障害者福祉課		
			3-3-② 障害児等タイムケア事業	小学生・中学生・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み当の学校長期休業中の居場所を提供します。	・利用者 : 延603人 ・利用日数 : 延4,938人				○	○	○		障害者福祉課		
			3-4 幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な支援を要する幼児を保育します。公立幼稚園では安全面での配慮や教育的効果の向上を図るため、必要に応じて支援員を配置します。また、心理士が公私立幼稚園の巡回保育相談を中心に保護者の相談にも応じます。	・介護員（支援員）配置園児数： 1学期 57人 2学期 66人 3学期 65人 ・巡回相談：区立52回、私立10回			○						学校運営課	
			3-4 学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	・85人（内4年生以上 32人）					○					子ども家庭支援課
			3-5 ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育終了前（末子が中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが就業・一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成します。	・助成延世帯数：109世帯 ・助成延日数：315日					○	○	○			子ども家庭課
	2-(3) 子供の生活支援	2-(3)-① 生活困窮世帯等の子供への生活支援													
			2-(3)-② 社会的養育が必要な子供への生活支援												
			2-(3)-③ 食育の推進に関する支援	1-3-③ もぐもぐこっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方等）」講習会の開催や、個別相談を実施します。	・お口の機能講習会参加者：243人 ・個別相談 : 99人			○					保健センター	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課		
2	生活の安定に資するための支援		1-3-3③ 離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	・参加者数：1,023名		○					保健センター		
			1-3-3③ 幼児食教室	1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話を行います。	・参加者数：1,129名		○						保健センター	
			1-3-3③ 栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行います。	・妊産婦相談件数：274件 ・乳幼児相談件数：4,038件	○	○				○	保健センター		
			1-3-3③ 保育園・子ども園での食育の推進	食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培います。	・子どもに対する食事指導：20園 保護者に対する離乳食指導、給食だよりの発行、地域の保護者を対象とした食育講座など			○					保育課	
			1-3-3③ 学校（園）における食育の推進	各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会：2回開催 ・「新宿区立学校・園における学校食育計画」に基づく実践資料集の作成及び配付			○	○	○			教育指導課	
			1-3-3③ 児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育に関する研修を行い、各館での食育事業の充実や、子どもへの適切なアドバイスができるようにします。	・開催回数：1回（参加人数：14人）				○					健康づくり課
			1-3-3③ 食育講座	地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理づくり・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行います。	・食育講座：23回				○	○			○	健康づくり課
			1-3-3③ 「食」を通じた健康づくりネットワーク	区内の食に関わる個人・団体・企業・飲食店などにネットワークに参加してもらい、幅広く、そして身近なところで「食」について学ぶ機会を提供し、食についての正しい知識を身につけ実践につなげていけるよう食育の推進を図ります。	・登録団体：56団体			○	○	○	○	○	○	健康づくり課
			2-2-1① 乳幼児から始める歯と口の健康づくり	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成します。 また、3歳児から6歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っています。	・歯と口の健康チェックとフッ化物塗布：3,672人（実人数） ・デンタルサポーター研修会（子育て支援専門職対象）：1回 53名				○					健康づくり課
			2-2-1① 歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」「にこにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施しています。	・歯科相談 2,601人				○					保健センター

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			2-2-2 小児生活習慣病予防健診	子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。	小学4～6年生受診者数149名 (対象児童数4,528名 受診率3.29%) 中学1～3年生受診者数38名 (対象生徒数2,679名 受診率1.42%) 【健診結果】 ・要指導 小学生39名 判定率26.17% 中学生7名 判定率18.42% ・要医療 小学生14名 判定率9.40% 中学生3名 判定率7.89%			○	○			学校運営課	
	2-(4) 子供の就労支援	2-(4)-① 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援											
		2-(4)-② 高校中退者等への就労支援											
		2-(4)-③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援											
		2-(4)-④ 子供の社会的自立の確立のための支援	5-3 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労支援を実施しています。	・コミュニティショップ：5か所 ・IT就労訓練：1か所 ・ショップサポーターの登録数：計33人 ・若年者就労支援事業（進学含む） 就職者数：11人 (参考) 障害者就労支援事業 就職者数：52人					○	○	消費生活就労支援課	
2-(5) 住宅に関する支援		4-4 多世代・次世代育成居住支援 「多世代近居同居助成」	子世帯とその親世帯が、区内で新たに近居・同居を開始する際の、初期費用の一部を助成します。	予定登録：7件 助成決定：6件（内 子育て3件）	○	○	○	○				住宅課	
		4-4 多世代・次世代育成居住支援 「次世代育成転居助成」	義務教育修了前の児童を扶養している子育て世帯が、区内民間賃貸住宅に住み替えをする際、移転費用及び上昇分家賃差額の一部を最長2年間助成します。	予定登録：29件 助成決定：20件	○	○	○	○				住宅課	
		4-4 区民住宅・特定住宅の管理運営	区民住宅：義務教育修了前の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し住宅を提供します。 特定住宅：20歳未満の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	・年度末管理戸数：378戸		○	○	○	○		△ 20歳未満	住宅課	
		4-4 区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	・年度末管理戸数：1,058戸		○	○	○	○		△ 20歳未満	住宅課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			4-4 高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する世帯に、保証会社をあっ旋し、初回保証料を助成します。また、あっ旋を受けずに保証会社と契約した場合で、一定の条件に該当した世帯にも初回保証料を助成します。	・助成件数：13件 (うち、ひとり親世帯1件)		○	○	○	○		住宅課	
			4-4 住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯の円滑な区内転居を支援するため、転居に係る費用の一部を一時金として助成します。	・助成件数：9件 (うち、ひとり親世帯1件)		○	○	○	○		住宅課	
			4-4 民間賃貸住宅家賃助成 (子育てファミリー世帯向)	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	・助成件数 新規分：50件 継続分：182件		○	○	○			住宅課	
	2-(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	2-(6)-① 家庭への復帰支援											
		2-(6)-② 退所等後の相談支援											
	2-(7) 支援体制の強化	2-(7)-① 児童家庭支援センターの相談機能の強化											
		2-(7)-② 社会的養護の体制整備											
		2-(7)-③ 市町村等の体制強化	1-1-①② 子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。	〔子ども家庭・若者サポートネットワーク実績〕 ・代表者会議：2回 ・虐待防止等部会： 部会1回／研修会3回 ・子ども学校サポート部会 部会1回／研修会5回 ・発達支援部会： 部会2回／研修会2回 ・若者自立支援部会： 部会1回／研修会1回 ・事例検討部会：部会3回 ・サポートチーム会議（5部会合計）： 92回		○	○	○	○	○	○	子ども家庭支援課
													1-1-①② 子ども・若者総合相談窓口

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2 生活の安定に資するための支援			1-1-①② 子どもと家庭の総合相談 (虐待の通報窓口)	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所の 新規相談受理数 虐待 950件 養育困難 619件	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			1-1-①② 要保護児童対策地域協議会	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。 区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」が組織されています。	〔子ども家庭・若者サポートネットワーク実績〕 ・代表者会議：2回 ・虐待防止等部会： 部会1回/研修会3回 ・子ども学校サポート部会 部会1回/研修会5回 ・発達支援部会： 部会2回/研修会2回 ・若者自立支援部会： 部会1回/研修会1回 ・事例検討部会：部会3回 ・サポートチーム会議（5部会合計）： 92回	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			3-1-① 子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	・子どもと家庭の総合相談：10,022件 ・児童コーナーの利用：47,101人 ・親と子のひろばの利用：20,517人 ・ひろば型一時保育利用：1,286人 ・発達相談：1,206件 ・児童発達支援・放課後等デイサービス利用：延7,040人 ・在宅児等訪問支援利用：延78人 ・障害幼児一時保育利用：延437人	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			3-1-① 子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	・5か所	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
			3-1-① 子どもと家庭に関する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	・子ども家庭支援センター：40,081件 ・児童館：1,738件 ・子育て訪問相談：13件 (子ども総合センター) ・子育て相談(入園相談含む)： 区立保育園768件 区立子ども園628件 ・育児相談：1,753件(保健センター) ・教育相談：373件(教育センター)	○	○	○	○	○	○	子ども家庭支援課 保育指導課 保健センター 教育支援課	
			2-(7)-④ ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	3-5 生活上支援事業 (ひとり親家庭)	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)	・講演会の実施：年2回 ・ひとり親家庭サポートガイドの配布：5,000部 ・休日窓口開設：1回	○	○	○	○	○	○	子ども家庭課
			3-5 自立支援促進事業(ひとり親家庭福祉)	ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援します。	・就業相談者数：27人 ・自立支援プログラム策定者数：20人 ・相談件数累計：639件 ・支援結果 就労：10人 生活保護等就労支援事業利用：13人		○	○	○	○	○	○	子ども家庭課

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
2	生活の安定に資するための支援	2-(7)-⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進											
		2-(7)-⑥ 相談職員の資質向上	3-1-① 子育て支援コーディネーター体制の充実	児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図ります。	研修受講者累計：63人 (内訳) ・児童相談関係(福祉局含む)：43人 ・ペアレント・トレーニング：2人 ・特別区専門研修：4人 ・施設見学：7人 ・ノーバディーズパーフェクト：2人 ・心身障害児総合医療療育センター主催研修：5人	○	○	○	○	○		子ども家庭支援課	
	3-(1) 職業生活の安定と向上のための支援	3-(1)-① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	5-1 育児ママの再就職準備講座	出産を理由に退職し、乳幼児の育児をしている女性を対象に、再就職のための準備について考える講座を実施します。	・開催回数： 延2日 4回実施(参加者延54人)			○	○			男女共同参画課	
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	3-(2)-① ひとり親家庭の親への就労支援	3-5 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	就労を促進するため、指定訓練講座の受講を修了したときに、受講料の60%相当額を支給します。	・受給者数：2人(相談12件、講座指定決定者3件)			○	○	○	○	○	子ども家庭課
			3-5 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練(1年以上)において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。	・利用者：2人			○	○	○	○	○	子ども家庭課
		3-(2)-② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立											
		3-(2)-③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援											
		3-(2)-④ 企業表彰											
	3-(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	3-(3)-① 就労機会の確保											
		3-(3)-② 親の学び直しの支援											
3-(3)-③ 非正規雇用から正規雇用への転換													

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
4 経済的支援	4-(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施		3-1-② 児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 ※未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対し、令和元年度のみ単年度事業として、臨時・特別給付金を支給しました。	・受給者数：1,362人 ・対象児童数：1,768人 ・支給決定者数：214人 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金)		○	○	○	○		△ 特児等受給の場合 20歳未満 子ども家庭課	
			3-1-② 児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	・受給者数：23,555人 ・対象児童数：28,570人		○	○	○			子ども家庭課	
	4-(2) 養育費の確保の推進												
	4-(3) 教育費負担の軽減												
	その他			1-2-② 心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成(紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等)	【補装具等の支給】障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。なお、補装具の一部の種目については、貸与も可能です。 【障害者歯科診察】一般歯科診療機関では治療が困難な障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 【その他】紙おむつ支給、福祉タクシー等	・補装具費の支給：115件 ・日常生活用具の給付又は貸与：93件 ・障害者歯科診療：96件 ・福祉タクシー券：139人 【障害者・障害児】 ・紙おむつ費用助成：延 9,630件		○	○	○	○	○	障害者福祉課
				3-1-② 児童育成手当（育成手当・障害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	[受給者数] ・育成手当 1,853人 ・障害手当 122人 [支払実績] ・育成手当 30,050件 405,675,000円 ・障害手当 1,502件 23,281,000円		○	○	○	○	△ 障害手当のみ 20歳未満 子ども家庭課	
3-1-② 特別児童扶養手当				「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数：151人 ・対象児童数：153人 内訳 1級 94人 2級 59人		○	○	○	○	○	子ども家庭課	
3-1-② 子ども医療費助成				15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	・受給者数：32,505人 ・医療助成費：1,205,525,540円		○	○	○			子ども家庭課	
3-1-② ひとり親家庭医療費助成				18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	・受給者数：1,642人 ・医療助成額：68,932,686円		○	○	○	○		△ 特児等受給の場合 20歳未満 子ども家庭課	

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	令和元年度の主な実績	妊	乳	小	中	高	青	担当課	
4 経済的支援			3-1-② 学童クラブの利用料の減免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減免します。	・減免人数：184人			○				子ども家庭支援課	
			3-1-② 心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します。（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）	・受給者証交付件数：2,498件					○	○	障害者福祉課	
			3-1-② 心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	・受給者数 身体障害者手帳：3,122人 愛の手帳：693人			○	○	○	○	○	障害者福祉課
			3-1-② 重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	・受給者数：165人			○	○	○	○	○	障害者福祉課
			3-1-② 障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	・受給者数：77人			○	○	○	○	○	障害者福祉課
			3-1-② 養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	・医療券交付申請受理数：68件			○					健康づくり課
			3-1-② 育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	・医療券交付申請受理数：9件			○	○	○	○		健康づくり課
			3-1-② 大気汚染医療費の助成	18歳未満の児童で大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。 4疾病：気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（一定の要件有）	認定者数：1,347人 うち、18歳未満：17人			○	○	○	○		健康政策課
			3-1-② 小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	・申請書受理：168件			○	○	○	○		保健予防課 保健センター
			3-1-② 難病医療費等助成	国・都が指定する難病の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	・申請書受理：2,571件 ※国・都が指定する難病のみの合計とし、国特定疾病、国特殊医療費及び都特殊医療費は除く。			○	○	○	○	○	保健予防課 保健センター
			3-5 寡婦（寡夫）控除等のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育園、子ども園、幼稚園の保育料、学童クラブの利用料等について、寡婦（寡夫）控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。	・学童クラブ：1人 ・私立保育園：2人 ・区立・私立子ども園：0人 ・区立・私立幼稚園：0人			○	○				保育課 子ども家庭支援課 学校運営課